

161

D433

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 津市一身田上津部田1366-1
医療法人の名称 医療法人 いとう眼科
理事長 伊藤 貴司

決 算 届

令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までの決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4 年 5 月 1 日 至令和 5 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 いたう眼科

- ① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事業所の所在地 三重県津市一身田上津部田1366番地の1

(3) 設立認可年月日 平成 15年 2月 26日

(4) 設立登記年月日 平成 15年 3月 19日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類 診療所
施設の名称 医療法人 いたう眼科
開設場所 三重県津市一身田平野24番地の1
認可病床数 なし

(2)当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 21 日 前年会計年度決算の決定
令和 5 年 4 月 20 日 次年会計年度予算の決定

法人名 医療法人 いたう眼科

所在地 津市一身田上津部田1366-1

財 産 目 録

(令和 5 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	29,884千円
2. 負 債 額	25,154千円
3. 純 資 産 額	4,729千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分		金 額
A	流 動 資 産	12,231
B	固 定 資 産	15,904
C	繰 延 資 産	1,748
D	資 産 合 計 (A+B+C)	29,884
E	負 債 合 計	25,154
F	純 資 産 (D-E)	4,729

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 いとう眼科

※ 医療法人整理番号 11433

所在地 津市一身田上津部田1366番地の1

貸借対照表

(令和 5年 4月 30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	12,231	I 流動負債	5,154
II 固定資産	15,904	II 固定負債	20,000
1 有形固定資産	1,732	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	224	負債合計	25,154
3 その他の資産	13,946	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
III 繰延資産	1,748	I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△5,270
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	4,729
資産合計	29,884	負債・純資産合計	29,884

様式4-2

法人名 医療法人 いう眼科
所在地 津市一身田上津部田1366-1

※ 医療法人整理番号 0433

損益計算書

(自 令和 4 年 5 月 1 日 至 令和 5 年 4 月 30 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	35,445
2 事業費用	38,114
本体業務事業損失	△2,668
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附体業務事業利益	
事業損失	△2,668
II 事業外収益	1,352
III 事業外費用	75
經常損失	△1,392
IV 特別損益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	△1,392
法人税等	72
当期純損失	△1,464

(注) 1 .利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 いう眼科

理事長 伊藤 貴司 殿

私は、医療法人いう眼科の令和4年会計年度(令和4年5月1日から令和5年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 23 日

監 事 山 本 暁 子